

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **角田市** (都道府県: **宮城県**)
 本事業の担当部局名 **総務部まちづくり推進課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)			
個別事業名	角田市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和元年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	3,600,000		円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 角田市においては、「角田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28年1月に策定し、計画的な取組を進めてきたところである。角田市の人口ビジョンには、「雇用の場の確保による人口流出の抑制及び移住・定住の推進」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」等を基本的視点と定め、定住確保のため、子育てしやすい環境作りとして、18歳まで医療費助成、出産支援を行ってきた。また、市独自の補助制度(角田定住促進いっしょいプラン)を実施し、市内に住宅を建築された世帯に補助金を支給してきたが、人口減少に歯止めがかからない状況であった。そのため、補助事業利用者向けアンケート調査及び年齢階級別社会動態を分析した結果、旧制度を廃止し、新婚世帯支援に特化した施策に転換する必要があると結論付けた。このことから、婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、定住促進を図るとともに地域における少子化対策の強化が急務となっている。</p> <p>また、角田市には産婦人科・小児科の病院がなく、安心して暮らせる地域を目指し医療体制の強化が課題となっている。市内への医師の招へいを目指し、関係団体等に働きかけを行ったり、仙南医療圏の拠点医療機関である「みやぎ県南中核病院」の機能強化を図っていくと同時に、医師等いつでも相談できるオンラインシステムを整え相談体制を強化していくものである。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 過年度に引続き、産婦人科・小児科オンライン相談事業及び結婚新生活支援事業については、継続して行う。また角田市では、「出産祝金の第2子以降拡充」、「保育料の第2子以降無償化」、「学校給食費の第2子以降無償化」を新たに実施し、第2子以降に対する支援を行うことで、子育てしやすい環境づくりを行っている。</p> <p><本個別事業の位置付け> 「角田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる理念を継承・統合し、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間とする「角田市第6次長期総合計画」においては、 ・重点プロジェクト① 将来を見据え人を育み、活かすまちづくり【市民力】 2. 地域の担い手不足対策・地域の担い手の多様化 4. 将来を担う若い世代の育成 ・重点プロジェクト② とともに生き、活かすまちづくり【地域共生】 3. 子育て支援の充実 ・第2章第2節 子育てしやすい環境づくり (1) 子育て支援の推進 (2) 乳幼児の保育・教育体制の充実 (3) 学童保育・子どもの遊び場の充実 ・第4章第2節 関係人口拡大の推進 (1) 継続的なつながりの確保 ・第6章第2節 快適な住環境の整備 (1) 快適な居住環境づくり 等の各種施策を掲げ、総合的に推進していくこととしている。 本事業の結婚新生活支援事業については、上記のうち、「子育て支援の推進」及び「快適な居住環境づくり」に位置づけられる。</p>			
個別事業の内容	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	夫婦の合計所得が500万円以上 (要件緩和文については一般財源で負担)
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	夫婦の合計所得が500万円以上の場合、各費用に係る合計が20万円(要件緩和分については一般財源で負担)
39歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	夫婦の合計所得が500万円以上の場合、各費用に係る合計が20万円(要件緩和分については一般財源で負担)	
【対象費目】				
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用	
【継続補助】				
継続補助規定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有				
【その他独自要件】				

※(注)3

2. 申請見込

①新規世帯見込

11	世帯
上記のうち	
ともに29歳以下	0
その他	11

②継続世帯見込

1	世帯
---	----

【世帯数積算根拠】

新規世帯見込: 11件
 継続補助見込: 1件
 【市独自要件】
 新規世帯見込: 3件
 ※要件緩和分については一般財源で対応する。
 ・申請見込については、令和4年度の当事業における支給実績を引用し積算。

(参考)

【令和5年度申請状況】

	実施中
申請世帯数見込	20 世帯
～12月(実績)	6 世帯
1月～3月(見込)	14 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	0	世帯	×	600,000	円	=	0	円
(その他)	11	世帯	×	300,000	円	=	3,300,000	円
				(継続補助)			300,000	円
				合計			3,600,000	円

<積算>

下記のとおりに積算
 新規世帯見込: 11件(申請見込世帯数) × 30万円(補助上限額) = 3,300千円
 継続補助見込: 1件(申請見込世帯数) × 30万円(補助上限額) = 300千円
 【市独自要件】
 3件(申請見込世帯数) × 20万円(補助上限額) = 600千円
 ※要件緩和分については一般財源で対応する。
 ・申請見込については、令和4年度の当事業における支給実績を引用。

3. 広報の実施予定

市広報やHPへの掲載、フリーペーパー誌への掲載を行う他、チラシの印刷を行い、各種イベント等で配布。不動産業者や市内誘致企業、婚活支援業者へチラシの配架を依頼する。

KPI項目	単位	目標値	現状値	
				この地域で子育てをしたいと思う親の割合
待機児童数	人	0	0	
市内産科医・小児科医数	件	1	0	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通				
項目	単位	直近の実績		
合計特殊出生率		1.25% (H25-H29人口動態保健所市町村別統計)		
婚姻件数	件	64件 (令和4年人口動態統計の概況(宮城県版))		
婚姻率		2.4% (令和4年人口動態統計の概況(宮城県版))		
KPI項目	単位	目標値	現状値	
事業内容番号	項目			
	(アウトプット)			
1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	69.1
	(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	70	69.2
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	70	66.6
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	みやぎ移住サポートセンター等、県の関係施設への事業周知チラシの配架や、訪問者へのチラシの配布依頼を行う。また、県のホームページ掲載や県で作成する移住定住パンフレット等に事業内容を掲載するなどし、事業の周知を図る。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	仙南の宅地建物取引業協会、結婚支援の民間業者、市内の関係各施設に対し、チラシの配架、配布の協力をいただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。			

(注)
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自主的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。